

長野県公共交通活性化協議会地域別部会設置要領

(目的)

第1 県内各地域の生活交通確保対策を推進するため、長野県公共交通活性化協議会設置要綱第8の規定により、地域別部会を設置する。

(設置)

第2 地域別部会は、地域振興局が管轄する10地域（佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曾、松本、北アルプス、長野、北信）ごとに設置する。

(構成)

第3 地域別部会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 別表1に掲げる関係市町村は、別表2に掲げる市町村とする。

3 地域別部会は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4 地域別部会に会長及び副会長を置き、会長には地域振興局長を、副会長には会長が指名する者をもってあてる。

(協議事項)

第5 地域別部会は、長野県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成・実施及び各地域内の具体的な路線に係る生活交通の確保対策等について協議する。

(1) 計画に関する協議等全般

(2) 生活交通路線に係る輸送サービスの範囲及び形態

(3) 生活交通路線に係る輸送サービスの水準

(4) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供主体

(5) 生活交通路線に係る輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、公的支援のあり方

(6) その他必要な事項

(分科会)

第6 地域別部会は、必要に応じて市町村及び事業者等で構成する分科会を設けることができる。

(既存会議体との関係)

第7 第2に掲げる地域において、既に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定による協議会又はこれに類する会議体(以下「会議体等」という。)がある場合は、当該会議体等での協議等を地域別部会での協議等とすることができる。

2 前項に規定する会議体等は、別表3に掲げるものとする。

(事務局)

第8 地域別部会の事務局は、地域振興局の企画振興を所管する課に置く。ただし、第7第1項に規定する会議体等の事務局については、この限りでない。

(その他)

第9 第3、第4及び第8の規定について、会長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域別部会において定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行する。

別表 1

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係市町村の長</li> <li>・ 地域振興局長</li> <li>・ 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長</li> <li>・ 関係鉄道事業者が指名する者</li> <li>・ 関係バス事業者の代表者等</li> <li>・ 関係タクシー事業者の代表者等</li> <li>・ 長野県私鉄労働組合連合会の各地域を代表する者等</li> <li>・ 利用者代表</li> <li>・ その他必要と認める者</li> </ul>
---

別表 2

地域	関係市町村				
佐久	小諸市	佐久市	小海町	佐久穂町	川上村
	南牧村	南相木村	北相木村	軽井沢町	御代田町
	立科町				
上田	上田市	東御市	長和町	青木村	
諏訪	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	富士見町
	原村				
上伊那	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	箕輪町	飯島町
	南箕輪村	中川村	宮田村		
南信州	飯田市	松川町	高森町	阿南町	阿智村
	平谷村	根羽村	下條村	売木村	天龍村
	泰阜村	喬木村	豊丘村	大鹿村	
木曾	上松町	南木曾町	木曾町	木祖村	王滝村
	大桑村				
松本	松本市	塩尻市	安曇野市	麻績村	生坂村
	山形村	朝日村	筑北村		
北アルプス	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
長野	長野市	須坂市	千曲市	坂城町	小布施町
	高山村	信濃町	飯綱町	小川村	
北信	中野市	飯山市	山ノ内町	木島平村	野沢温泉村
	栄村				

別表 3

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南信州地域交通問題協議会</li> <li>・ 木曾地域公共交通活性化協議会</li> </ul>
--